

## 電子入札及び電子契約の推進について

電子調達システム（GEPS）を利用することにより、物品・役務等の調達手続に係る一連の業務（入札・契約締結・請求など）について、インターネット経由で電子的に処理することが可能です。

### ○電子調達システム（GEPS）を利用するメリット

- ・ 入札参加表明書や入札書の提出において、発注者窓口への移動に係る交通費や各種書類を郵送するときの郵送費などのコストを削減できます。
- ・ 電子調達システム上で締結される契約書については、電磁的記録により作成されたものであり、実際に文書が作成されていないことから、印紙税法上の課税物件が存在しないことになり、印紙税は課されません。
- ・ 契約書等の書類については、電子署名とタイムスタンプ（時刻証明）を組み合わせることで原本性を保証した上で電子調達システム上に保管され、その真正性は10年以上保証されます。
- ・ これらの契約書等の書類は、必要なときに電子調達システムにアクセスすることで、いつでも参照することが可能です。
- ・ 利用機関の調達案件であれば、統一化された同一の操作で入札・契約業務等が行えます。さらに、府省等ごとに利用者登録を行う必要がなくなるなど、業務の効率化や利便性の向上が図れます。
- ・ システムメンテナンス時を除いて、24時間365日いつでも利用できます。

\* 詳細は、こちら。「政府電子調達（GEPS）：電子調達システムのご紹介」

<https://www.geps.go.jp/introduction>

入札へ参加される事業者様、応札者様におかれましては、電子調達システム（GEPS）を利用した調達手続の電子化推進にご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。